

地域密着型サービス事業所・居宅支援事業所の新規開設を予定されている方へ

## 地域密着型サービス、居宅支援事業の

**新規指定申請に手数料が必要です。**

太田市では、地域密着型サービス、居宅介護支援事業の新規指定申請にあたって、太田市手数料条例を改正し、平成30年4月1日以降に新規指定申請を行う事業所から申請手数料を徴することといたしました。

種類	新規申請手数料
指定地域密着型サービス事業所	一件につき20,000円
指定居宅介護支援事業所	
指定地域密着型介護予防サービス事業所 (※指定地域密着型サービス事業者の指定申請を同時にする場合に係るものを除く)	

☆申請内容によっては審査の結果、指定されないことがありますが、その場合にも手数料の返還はできません。

### ☆納付方法

申請書類受付後に納付書を送付しますので、銀行等窓口で納めていただきます。